

## 水質検査をされた飲用井戸の設置者の皆様へ

お受けになられた飲用水の水質検査結果の見方などについて、千葉県からご案内いたします。

水道水の安全を確認する基準として51項目について水質基準が定められています。

この水質基準は、生涯にわたり連続的に飲用した場合でも健康被害が起こらないよう人の健康を守る観点から定められている健康に関する項目と、臭い、着色などの水道水としてあるべき性状を確保する観点から定められた項目があります。

県営水道や市町村水道などの水道事業者は定期的にこれらの項目の検査を行い、その安全を確認しています。

一般家庭で使用する井戸水については、水質基準は適用されませんが、安心して飲用するため、この基準を準用して判定しています。

なお、この井戸水の水質検査結果についてのご相談などは、各健康福祉センター（保健所）でお受けしています。

（平成30年4月1日現在）

健康福祉センター名 （担当課）	電話番号	住 所	所 管 区 域
印 旛 （生活衛生課）	043 (483) 1137	佐倉市鐺木仲田町8-1	酒々井町・栄町
香 取 （健康生活支援課）	0478 (52) 9161	香取市佐原イ92-11	神崎町・多古町・東庄町
山 武 （健康生活支援課）	0475 (54) 0611	東金市東金907-1	九十九里町・芝山町・ 横芝光町
長 生 （健康生活支援課）	0475 (22) 5167	茂原市茂原1102-1	一宮町・睦沢町・長生村・ 白子町・長柄町・長南町
夷 隅 （健康生活支援課）	0470 (73) 0145	勝浦市出水1224	大多喜町・御宿町
安 房 （健康生活支援課）	0470 (22) 4511	館山市北条1093-1	鋸南町

市の区域においては、各市担当課にお問い合わせください。



千葉県健康福祉部薬務課

電話 043-223-2618

<http://www.pref.chiba.lg.jp/yakumu/inryousui/index.html>

千葉県マスコットキャラクター  
「チーバくん」